

**東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業
事業契約書（案）訂正表 その2**

平成15年 5月 7日

頁	条項	訂正前	訂正後
13	第29条21項	事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件施設引渡予定日から実際に本件施設が事業者から大学に対して引渡された日までの期間（両日を含む。）において、本件施設費相当額につき年8.25パーセントの割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない。	事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件施設引渡予定日から実際に本件施設が事業者から大学に対して引渡された日までの期間（両日を含む。）において、本件施設費相当額につき年3.6パーセントの割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない。
19	第53条1項	大学が本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。	大学が本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。
26	第78条	大学又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、大学又は事業者は、未払い額につき延滞日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。	大学又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、大学又は事業者は、未払い額につき延滞日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。